

「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」の一部改正について

1 改正の概要

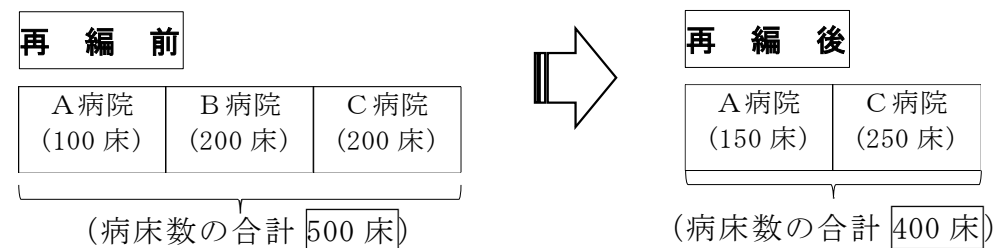
(1) 複数の公的医療機関等の再編統合の特例等の取扱いの追加

- 医療法第30条の4第10項の規定に基づき、公的医療機関等^{*}を含む複数の医療機関が再編統合を行う際に、**再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の合計数に比べて減っている場合、特別な事情と認められれば医療計画制度の特例制度が適用**される。
- 本特例の取扱いについて、現行の愛知県病院開設等許可事務取扱要領に記載が無いことから、手続きを明記する。

※公的医療機関等（医療法第7条の2第1項各号に掲げる開設者）

- 公的医療機関（医療法第31条関係）
 - 都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会
- 国家公務員共済組合連合会 ○ 地方公務員共済組合連合会
- 公立学校共済組合 ○ 日本私立学校振興・共済事業団
- 健康保険組合及び健康保険組合連合会
- 独立行政法人地域医療機能推進機構

【本特例を活用した再編統合のイメージ】



(2) 各病床（一般病床、療養病床、精神病床、結核病床及び感染症病床）における病院の開設等の取扱いの整理

- 現在、病院の開設等事務処理を行う場合、各病床（一般病床、療養病床、精神病床、結核病床及び感染症病床）について、当該医療機関の所在地に属する構想区域地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）で協議することとしている。
- 一方、**精神病床、結核病床及び感染症病床は、基準病床数の算定や既存病床数の把握等について県全体で管理**を行っていることから、構想区域単位で設置される推進委員会で協議することは適当ではない。
- ついては、**精神病床、結核病床及び感染症病床は、各構想区域の推進委員会における協議を不要とし、必要に応じ県単位で開催される当該病床に係る関連会議（県結核対策推進会議 等）において意見を聴くこととする。**
- なお、**全ての病床について、審査基準の適合性に疑義があると判断される場合に医療審議会医療体制部会において意見を聴取する**取扱いは現行のとおり。

(3) その他必要な文言修正等

引用条項の修正や、手続きの実態に合わせた文言の修正等を行う。

2 改正内容

別添「新旧対照表」のとおり。